

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から51年3月まで
② 昭和51年4月から同年12月まで
③ 昭和55年7月から56年3月まで
④ 昭和56年4月から57年3月まで
⑤ 昭和58年1月から59年3月まで
⑥ 昭和60年1月から平成元年7月まで
⑦ 平成元年8月及び同年9月

私は、国民年金に加入した際、加入前の国民年金保険料を約2年分遡って納付し、その後は付加保険料を含めて保険料を納付していた。また、厚生年金保険及び共済組合に加入中の期間も付加保険料を含めて保険料を継続して納付していた。申立期間①、④、⑤、⑥及び⑦が国民年金に未加入で保険料及び付加保険料が未納とされ、申立期間②及び③の保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、国民年金手帳記号番号払出（管理）簿によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年1月に払い出されており、申立期間③の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、昭和54年1月に付加保険料の申出をしたことがオンライン記録から確認できる上、申立人が所持する領収証書によると、申立期間③直前の定額保険料及び付加保険料は現年度納付されていることが確認できる。

2 一方、申立期間①については、国民年金に加入していない期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

3 申立期間②については、申立人は、「国民年金に加入した際、加入前の保険料を約2年分遡って納付した。」としているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年1月に払い出されており、申立期間②直後の52年1月から53年12月までの24か月分の定額保険料が納付されていることがオンライン記録で確認できる。

また、当該払出しの時点では、申立期間②の過半は、第3回特例納付による納付を除き、時効により保険料を納付することができない期間であるが、申立人は「特例納付という言葉は聞いたことがない。」としている。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いとしており、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 申立期間④及び⑤については、申立人は「厚生年金保険及び共済組合に加入中の期間も付加保険料を含め継続して保険料を納付していた。」としている。

しかしながら、昭和59年5月時点の年度別納付状況リストでも申立期間④及び⑤の保険料は未納と記録されていることが確認できる。

また、申立人が共済組合及び厚生年金保険に加入期間中の昭和57年4月から同年12月までの期間及び59年5月から同年12月までの期間の納付済みとなっていた保険料の一部が、60年10月に過誤納処理により申立期間⑤のうちの59年3月分の保険料として充当されていることがオンライン記録で確認できることから、同年3月の保険料は当該充當時点までは未納であったと推認され、継続して保険料を納付していたとする申立てと相違している。

5 申立期間⑥及び⑦については、申立期間⑥の期間内である昭和60年9月に、当時、申立人が居住していた区から送付された通知書には、59年5月10日付けの国民年金の資格喪失日が記載されていることから、区では申立人が厚生年金保険に加入したことにより国民年金の資格を喪失したことを把握し、当該通知書の発行以降は、当該期間の保険料納付書を発行しなかったものと推認できる。

また、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職した申立期間⑦当時、国民年金の再加入手続を行った記憶は無いとしている。

6 このほか、申立人が申立期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦の保険料並びに付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦の保険料並びに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

7 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月
② 平成7年10月及び同年11月

私の母は、私が平成7年4月に会社を退職後、同年9月から8年12月までの海外留学をしていた期間も含めて12年3月に再就職するまでの間の私の国民年金保険料を金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ1か月及び2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、申立期間①及び②前後の期間を含めて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の戸籍の附票では、申立人が海外留学をしていたとする期間を含めて昭和45年1月から平成12年2月まで、申立人の住所がその母親と同一であったことが確認できる上、母親が申立人の保険料を納付していたとする金融機関は、申立期間当時開設されており、保険料の収納を取り扱っていたとしていることなどから、申立内容に不自然さはいかたがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私の夫は、国民年金制度が始まる昭和35年に、夫婦二人の加入手続を行い、役場に用事がある都度、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していた。私たち夫婦は、海外移住のために、39年12月に出国することから、税金など納めなければならないものは全て納付してから出国したいと考え、同年12月に夫は、納付していなかった期間の保険料を全て納付した。その際、役場から、ほかに保険料の未納期間があることは聞かされなかったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立人の夫が役所に行く都度、税金と共に欠かさず国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は、その夫と共に国民年金制度準備期間の昭和35年10月に連番で払い出されており、申立人夫婦の36年4月から出国前の39年11月までの保険料は、申立期間を除き、全て納付していることから、申立人夫婦の申立期間当時における保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人夫婦が申立期間当時居住していた村（当時）の申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和36年7月から申立期間直前の37年3月までの保険料を過年度納付した38年4月時点において、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立期間直後の昭和38年度から申立人夫婦が出国する39年12月までの保険料をいずれも現年度納付しているなど、申立人夫婦の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、国民年金制度が始まる昭和35年に、夫婦二人の加入手続を行い、役場に用事がある都度、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していた。私たち夫婦は、海外移住のために、39年12月に出国することから、税金など納めなければならないものは全て納付してから出国したいと考え、同年12月に納付していなかった期間の保険料を全て納付した。その際、役場から、ほかに保険料の未納期間があることは聞かされなかったため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、役所に行く都度、税金と共に欠かさず国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は、その妻とともに国民年金制度準備期間の昭和35年10月に連番で払い出されており、申立人夫婦の36年4月から出国前の39年11月までの保険料は、申立期間を除き、全て納付していることから、申立人夫婦の申立期間当時における保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人夫婦が申立期間当時居住していた村（当時）の申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和36年7月から申立期間直前の37年3月までの保険料を過年度納付した38年4月時点において、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立期間直後の昭和38年度から申立人夫婦が出国する39年12月までの保険料をいずれも現年度納付しているなど、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から4年2月まで

私は、平成4年頃に自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付するよう勧められたので、最初にその集金人に7万円ほどを納付し、その後は数か月ごとに1回6万円から7万円ぐらいの保険料を1回又は2回、納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成4年3月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能である。

また、申立人は、自宅に来た集金人に保険料の納付を勧められたので最初に7万円ほどを納付し、その後は数か月単位に6万円から7万円ぐらいをまとめて納付したとしているところ、申立人が居住する区は、申立期間当時、現年度未納者に対して訪問による現年度保険料の徴収及び納付相談を行っていたと回答している。

さらに、申立人は平成4年頃、夫は自営業を行い経済的にも余裕があったと説明しているところ、申立人の夫は、オンライン記録により納付年月日が確認できる昭和63年4月から申立期間前後において、毎月、納付期限内に保険料を納付していることから、申立人が集金人に勧められ、経済的に余裕ができた平成4年頃に厚生年金保険加入期間直後の過年度納付が可能な申立期間の保険料を納付しようとしたとの主張に不自然さは無い上、経済的にも納付が可能な状況にあったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料として納付したとする金額の合計額は、申立期間の保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年2月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成9年10月1日から同年11月3日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から同年11月3日まで

A社（厚生年金保険の加入記録ではB社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている旨申し立てたところ、年金事務所から、職権により平成9年2月から同年9月までを19万円、同年10月を18万円に訂正できるが、当初の36万円には訂正できないとの回答をもらった。しかし、同社では、毎月手取りで30万円以上の給与をもらっていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年2月から同年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、同年5月2日付けで、同年2月に遡及して19万円に減額訂正され、さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年7月1日）より後の10年10月6日付けで、9年2月に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同社において、申立人と同様に同年5月2日付けで代表取締役を含

む15名、10年10月6日付けで代表取締役を含む18名の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額について、平成23年11月22日付けで、10年10月6日付けの減額訂正が取り消され、19万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の元事業主は、申立期間前に社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所から、「標準報酬月額を下げれば滞納保険料を相殺できるが、今後も社会保険料の滞納が続くのは良くないので社会保険を脱退するよう言われ、厚生年金保険からの脱退の手続きを行い、これに伴い、同社の従業員をB社で社会保険に加入させた。また、社会保険事務所から、標準報酬月額を保険料納付が可能な額で申告するように言われた記憶がある。」旨供述している。

また、B社の元事業主は、「申立期間当時、相談役を務めていたA社の経営が悪化し、社会保険料を滞納したため、社会保険事務所の指導を受けて、給与の支払及び保険料の控除は同社がそのまま行うが、同社の従業員をB社で社会保険に加入させた。その後も同社に係る社会保険料の滞納があり、その処理のため、社会保険事務所の指導を受けて、標準報酬月額の減額訂正を行った。」旨供述している。

さらに、A社及びB社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、両社の役員でなかったことが確認できる上、A社の複数の元従業員（厚生年金保険の加入記録ではB社）は、申立人は同社の店長であり、社会保険の事務に権限を有していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成9年5月2日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の減額訂正処理は、事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該減額訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該減額訂正処理の結果として記録されている申立人の同年2月から同年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年10月について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、同年9月9日付けの定時決定で18万円とされ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の10年10月6日付けで、9万8,000円に減額訂正されていたところ、23年11月22日付けで18万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人に係るA社の雇用保険支給台帳全記録照会により、申立人の平成9年11月1日の離職時賃金日額から、給与支給月額が約35万8,000円であったことが推認できる。

また、申立人と同様、標準報酬月額が遡及して減額訂正されているA社の元従業員11名に照会したところ、回答のあった5名は、いずれも入社後給与が減額されたことはなく、手取り額もほとんど変更が無かったと回答している。

さらに、A社において、申立人と同様に標準報酬月額が、平成9年5月2日付けで、

同年1月に遡及して44万円から24万円に、さらに、10年10月6日付けで、9万8,000円に減額訂正された元従業員（調理師兼マネージャー）が保有する給与明細書によると、当該減額訂正前の標準報酬月額（44万円）に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、上記訂正後の平成9年9月の標準報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の元事業主は、実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和34年8月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、38年12月29日であったと認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年8月から35年7月までは1万円、同年8月から36年9月までは1万6,000円、同年10月から37年9月までは1万8,000円、同年10月から38年11月までは2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月21日から38年12月29日まで
A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和34年8月21日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが記載されているが、当該被保険者名簿に申立人に係る資格喪失日が記載されていないため、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

また、上記被保険者名簿は、平成9年8月29日に更新されたものであるが、更新前の被保険者名簿が確認できない上、申立人と同様に、資格喪失日が記録されていない者が申立人のほかに2名確認できるとともに、厚生年金保険の適用事業所台帳では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）は昭和38年12月29日と記録されており、上記被保険者名簿及びオンライン記録において、同日に被保険者資格を喪失した者が5名確認できるが、上記被保険者名簿及びオンライン記録では、同社の全喪日は同年12月24日と記録されている。

一方、A社の元従業員のうち、同社において厚生年金保険の被保険者資格を昭和37年7月21日に喪失した1名、38年5月1日に喪失した2名及び上記適用事業所台帳における同社の全喪日である同年12月29日に喪失した2名は、いずれも自分の退職時に

申立人は同社に勤務していたと回答している。

また、上記の昭和 38 年 12 月 29 日に資格喪失した 2 名のうちの 1 名（元営業責任者）は、申立人は正社員であり、A 社が倒産するまで建設業務担当として勤務し、申立人の在職期間中に勤務日数の減少、勤務時間の短縮又は担当業務の変更等の特別な事情は無かったと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が A 社において昭和 34 年 8 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日を 38 年 12 月 29 日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録及び A 社において申立人と同日の昭和 34 年 8 月 21 日に被保険者資格を取得し、申立人と同年齢で同種の業務を行っていた元同僚に係る標準報酬月額の記録から、同年 8 月から 35 年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から 36 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 37 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 38 年 11 月までは 2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月25日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年4月25日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年4月1日から6年4月25日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年4月から同年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円、同年10月から6年3月までは36万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月25日から7年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を6年4月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月から同年10月までは34万円、同年11月から7年3月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成6年3月31日から7年4月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社で継続して勤務しており、保有している当該期間に係る給料支払明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、4年4月から6年2月までの標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月25日までの期間について、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日。以下「全喪日」という。）より後の同年4月25日付けで、申立人に係る資格喪

失日について同年3月31日と記録されており、同社が再び厚生年金保険の適用事業所となった7年4月1日付けで、申立人は被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人のほかにも、申立人と同様に被保険者資格を喪失し、その後に再取得している元従業員が16名いることが確認できる。

一方、上記16名に照会したところ、回答のあった5名のうち4名は、いずれも、厚生年金保険の加入記録が無い期間もA社に継続して勤務しており、申立人も同社に継続して勤務していたと回答している。また、申立人から提出された平成6年3月分から7年3月分の給料支払明細書（以下「明細書」という。）について、回答のあった5名全員が、同社で使用していた明細書の様式であると回答している。

これらのことから、申立人は、当該期間についてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円、同年10月から6年2月までは36万円と記録されていたところ、同社の全喪日より後の同年4月25日付けで、4年4月に遡及して15万円に減額訂正されており、また、同日付けで、申立人に係る資格喪失日について6年3月31日と記録されていることが確認できる上、申立人のほかにも、申立人と同様に、同年4月25日付けで、標準報酬月額が減額訂正されている者が7名いることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の役員となっていないことが確認できる上、複数の従業員が申立人は配送等の業務に従事していたと回答していることから、申立人は、上記資格喪失処理及び標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

加えて、上記商業登記簿謄本により、A社は、申立期間において、法人として存続していたことが確認できることから、申立期間においても、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月25日付けで行われた申立人に係る上記資格喪失処理及び標準報酬月額の減額訂正処理は、事実即したものと考え難く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である同年4月25日とし、申立人に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年4月から同年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円、同年10月から6年2月までは36万円に訂正し、同年3月については、当該訂正後の同年2月の標準報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年4月25日から7年4月1日までの期間について、A社では、支払月の給与から当月分の厚生年金保険料を控除していたものと認められるところ、申立人から提出された6年4月分から7年3月分までの明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日を6年4月25日とすることが必要である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事

業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成6年4月から同年10月までは34万円、同年11月から7年3月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無いが、A社は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 59 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から同年5月1日まで

B社（現在は、C社）及び同社の子会社であるA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人は、昭和45年3月29日から59年3月31日まではB社、同年4月1日から61年3月31日まではA社において加入していることが確認できる。

また、C社から提出された申立人に係る従業員台帳によると、申立人は、昭和45年3月29日に入社し、59年4月1日付けでA社に出向した記録が確認できる。

さらに、B社の元人事担当者は、「申立期間当時、A社はB社の子会社であり、給与計算及び社会保険事務は同社が子会社も含め一括して処理していた。また、保険料は翌月支給の給与から控除していた。」旨回答しているところ、申立人から提出された昭和59年5月25日支払の給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録により、A社は、昭和59年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和44年10月1日に設立され、平成14年8月*日に解散していることから、申立期間も法人として存続していることが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年5月1日に

被保険者資格を取得した申立人を含む8名の従業員について、雇用保険の記録によると、全員が同年4月1日から同社において加入していることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務し（昭和59年4月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。A社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和57年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社勤務中に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によると、昭和44年10月1日に資格取得、平成11年9月30日に離職と記録されており、申立人から提出されたB社の申立人に係る在籍証明書では、申立人の在籍期間は昭和57年4月1日から平成11年9月30日までと記録されていることから、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務（昭和57年9月1日に同社本社から同社C工場に異動）していたことが認められる。

また、B社から提出された申立人に係る昭和57年8月2日付けの「社報辞令」によると、申立人の申立期間に係るA社本社から同社C工場への異動発令日は、同年8月1日とされているところ、B社の人事担当者は、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、辞令の発令日ではなく、実際の異動日で届け出る取扱いとなっているが、申立人に係る当該喪失届について、喪失日を同年9月1日とするところを間違えて同年8月31日として届け出たと思われると回答している。

さらに、B社の人事担当者は、資料は保管していないが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたはずであると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 57 年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る被保険者資格喪失日について、昭和 57 年9月1日とすべきところを間違えて同年8月31日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年7月1日から8年7月26日までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7年7月から同年9月までは41万円、同年10月から8年6月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年7月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年7月から8年6月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、7年7月から同年9月までは41万円、同年10月から8年6月までは47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年7月26日）より後の同年9月24日付けで、7年7月に遡及して15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同社の役員でないことが確認できる上、同社の元従業員は、申立人は同社のB事務所長であり、社長の親族が社会保険事務を担当していたと供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成8年9月24日付けで行われた申立人に係る上記標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即したものとは考え難く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、7年7月から同年9月までは41万円、同年10月から8年6月までは47万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年9月までの期間について、退職前1年半くらいは給与の手取り額は変わらなかったとして、当該期間の標準報酬月

額は47万円であったと主張している。

そこで、A社の事業主に照会したが、回答が無いため、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

しかし、オンライン記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、平成6年10月の定時決定（処理日は平成6年8月18日）で41万円と記録されており、社会保険事務所による不自然な処理は見当たらない。

また、A社において、申立人と同様に、平成8年9月24日付けで7年7月に遡及して標準報酬月額が減額訂正された元従業員3名から提出された給料明細書及び給与所得の源泉徴収票等により、いずれの者も6年10月の定時決定時の標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立内容の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間直後に関連会社への出向はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の勤務等を証明する書類から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和46年9月1日にA社本店から関連会社であるC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和46年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を、平成元年4月から同年6月までは34万円、同年7月から2年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは44万円に、また、申立期間③に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成3年10月及び同年11月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から3年10月1日まで
② 平成3年10月1日から4年3月1日まで
③ 平成4年3月1日から5年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与明細書、市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書、源泉徴収票及び確定申告書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社における申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成元年4月から同年6月までは34万円、同年7月から2年9月までは41万円、同年10月以降は44万円と記録されていたところ、3年3月7日付けで、遡って20万円に減額訂正されている上、申立人と同様に、従業員1人についても、標準報酬月額の減額訂正が行われていることが確認できる。

また、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成4年3月から5年7月までは20万円と記録されていたところ、

同年9月1日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に、ほかの従業員3人についても、標準報酬月額の見直しが行われていることが確認できる。

このことについて、A社の元事業主は、「申立期間①及び③当時、経営状況が悪化し、資金繰りが厳しく、社会保険料を滞納したため、社会保険事務所から呼出しを受け、従業員の標準報酬月額の見直しに係る手続を行った。また、申立人は、社会保険手続について権限は無く、社会保険の届出事務に関与していなかった。」としている。

そして、申立期間①及び③については、給与明細書、市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書及び源泉徴収票により、申立人は、上記減額訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間①及び③に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①及び③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年4月から同年6月までは34万円、同年7月から2年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは44万円、4年3月から5年7月までは20万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人のA社における申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成3年10月の定時決定により、同年8月17日付けで、20万円と記録されており、社会保険事務所における事務処理に不自然な点は見当たらない。

しかしながら、申立人から提出された平成4年度市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書において確認できる社会保険料等の控除額から算出した標準報酬月額は、平成3年10月及び同年11月について、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）より高額（22万円）であることが確認できる。

したがって、申立期間②のうち、平成3年10月及び同年11月に係る標準報酬月額は、上記通知書において確認できる社会保険料等の控除額から判断して、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る報酬月額を実際よりも低く届出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成3年12月から4年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された同年分の所得税の確定申告書から算出した報酬月額（48万円ないし53万円程度）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）より高額であるものの、当該確定申告書から算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月20日から同年3月1日まで

A社B支社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間直後に本社への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の清算人から提出のあった申立人に係る在籍証明書及び経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月1日に同社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社における昭和50年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出のあったA社B支社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和50年2月20日とされていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、平成13年11月から14年8月までを28万円、同年9月を26万円、同年10月及び同年11月を28万円、同年12月及び15年1月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から同年11月1日まで
② 平成13年11月1日から15年2月21日まで

A社には、平成13年9月に入社し、見習期間から本採用になった同年10月から厚生年金保険料が控除されているのに、被保険者期間は同年11月からとなっている。給与明細書を提出するので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、同社で勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額と異なる。保険料控除額が確認できる給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書には事業所名及び支給年が記載されていないところ、複数の同僚の供述から、当該給与明細書は、A社で発行されたものであると認められる。

また、申立人から提出された銀行預金通帳から確認できる各月の振込額と上記給与明細書における差引支給額はほぼ一致することから、当該給与明細書は申立期間①に

係るものであると認められ、申立人は申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できる。

さらに、A社に係る申立人の資格喪失日は、平成15年2月21日と記録されているところ、申立人から提出された同年2月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除（平成15年1月の保険料控除）されていることから、同社における保険料は翌月控除であることがうかがえる。

以上のことから、申立人に係る平成13年11月分の給与明細書から控除されている厚生年金保険料は同年10月の厚生年金保険料であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは照会に対する回答が無く、そのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成13年11月から14年8月までは28万円、同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月及び15年1月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から47年9月1日まで
A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録における標準給与より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、5万2,000円と記録されているところ、B社が提出した厚生年金基金の加入員記録によれば、昭和46年9月の随時改定により6万4,000円となったことが確認できる。

また、B社が提出した申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、「C支店46 9月変 64 千円」との記載が確認できる上、同社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（6万4,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年7月1日まで
A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録における標準給与より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、32万円と記録されているところ、B社が提出した厚生年金基金の加入員記録によれば、基金加入員資格を再取得した昭和57年10月に36万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月1日から同年10月1日まで
A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録における標準給与より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、30万円と記録されているところ、B社が提出した厚生年金基金の加入員記録によれば、昭和60年7月の随時改定により34万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月17日から51年10月1日まで
A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録における標準給与より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、11万8,000円と記録されているところ、B社が提出した厚生年金基金の加入員記録によれば、基金加入員資格を再取得した昭和50年10月に12万6,000円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（12万6,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社（当時）及びB社（昭和 60 年4月1日設立）に勤務し、C組合の組合員であったことが認められることから、申立人の同組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 39 年4月1日、資格喪失日に係る記録を 62 年4月14日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年4月から 61 年3月までは 21 万 3,408 円、同年4月から 62 年3月までは 24 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年4月1日から 62 年4月14日まで

A社及びB社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。高校を卒業後に同社に入社してすぐにD学園で学び、昭和 39 年6月30日に同学園を卒業した。その後、E支店に配属になり、各支店で勤務した。同学園の卒業証書等を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の「在職証明書」には、採用年月日が昭和 39 年6月30日、退職年月日が 62 年4月13日と記載されている。

また、申立人が卒業した高等学校が保管する申立人の「卒業カード」の就職先情報にはA社の略称が記載されている上、申立人が保有する申立期間当時に同社に入社した職員が入学したD学園の卒業証書には、昭和 39 年6月30日に同学園を修了した旨が記載されており、申立人が同日以前に同社に入社していたことが認められるところ、オンライン記録によると、B社における申立人と同世代の多数の者に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、4月1日であることが確認できる。

さらに、A社の年金記録を管理する企業年金基金は、申立期間当時の取扱いについて、通常は採用日である4月1日から公的年金に加入させるとする旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にC組合の組合員であったことが認められる。

C組合の組合員であった期間は、平成 9 年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改

正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人の同組合員としての資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日、資格喪失日に係る記録を62年4月14日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和39年4月1日から61年4月1日までの期間は、上記在職証明書における俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、21万3,408円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和61年4月1日から62年4月14日までの期間については、上記在職証明書の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

A社C事業所で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社傘下のD社E事業所から提出された入社簿及び退社簿により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和42年8月1日にA社C事業所から同社F事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月及び同年 5 月

私の夫は、私が会社を退職した後の昭和 53 年 6 月に私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、申立期間の国民年金保険料については、私が同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分を同年 6 月 30 日に納付した。私は保険料の還付を受けた記憶が無く、申立期間を納付済期間として認めてほしい。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「昭和 53 年度国民年金印紙売払代金納入通知書兼領収書」には、申立期間を含む昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を同年 6 月 30 日に領収したことを示す領収日付印が押されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金保険料還付整理簿には、申立期間の保険料が誤納付を理由として昭和 54 年 5 月に還付決定され、還付金額、還付支払日が明確に記載されている上、申立人の国民年金被保険者台帳にも還付金額及び還付期間が記載され、還付整理簿の記載内容と一致することから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人は、昭和 53 年 6 月 26 日に国民年金に任意加入していることが国民年金被保険者台帳、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳で確認でき、申立期間は国民年金の強制加入期間ではないため、制度上、保険料を納付することができない期間であることから、申立期間の保険料が一旦誤って収納された後に還付されたものと考えられ、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さはない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料及び平成 14 年 10 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から 63 年 12 月まで
② 平成 14 年 10 月

私は、申立期間①の国民年金保険料を遡って納付し、申立期間②の保険料は付加保険料を含めて納付した。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の付加保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「国民年金保険料を遡って納付した。」としているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 4 月頃に払い出されており、当該期間直後の元年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料が 3 年 4 月に納付されていることがオンライン記録で確認できるものの、当該払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「国民年金の加入手続は自分で行ったと思うが、何も覚えていない。」としており、国民年金の加入手続に関する記憶が明確でなく、当該期間当時に年金手帳は所持していなかったとしているなど、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「会社を退職後、1 か月ほどの期間のうちに国民年金の再加入手続と付加保険料の納付の申出を行った。」としているところ、申立人は当該期間直後の平成 14 年 11 月に付加保険料の納付の申出を行い、同年 12 月に当該期間の定額保険料並びに同年 11 月から 15 年 3 月までの期間の定額保険料及び付加保険料を納付していることがオンライン記録で確認でき、付加保険料は、制度上、遡って納付することができないため、当該期間の付加保険料は納付することができなかつたものと考えられる。

3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から56年3月まで

私は、昭和47年6月に結婚し、勤めていた会社を夫と共に退職したため、市出張所で夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。私か夫のどちらかが夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していたので、夫の保険料のみを納付して、私の保険料を納付しないということはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した後の昭和47年7月頃に当時居住していた市の出張所で夫と共に国民年金の加入手続を行った。」としているところ、その夫の国民年金手帳の記号番号は47年7月に当時居住していた市で払い出されていることが確認できるものの、申立人の手帳記号番号は、50年3月以降に居住した別の市で申立期間後の56年8月に払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続の時期及び場所等が相違している。

また、夫の手帳記号番号が払い出された昭和47年7月当時の手帳記号番号払出簿を確認した結果、申立人の氏名は無い等、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年8月時点で申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間のうち、54年7月から56年3月までの期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であったものの、申立人及びその夫は保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から63年6月まで

私の母は、私が大学生で20歳になった昭和59年*月頃に、市役所で私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成2年7月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、申立人の保険料を初めて納付したのは平成2年8月9日であり、同日に社会保険事務所（当時）で昭和63年7月及び同年8月の2か月分と平成2年2月及び同年3月の2か月分、合計4か月分の保険料を納付したが、当該納付日より前に申立人の保険料を納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人に対して、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月及び同年 7 月
私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及び申立人が申立期間当時に住民登録されていた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の資格取得日は、いずれも昭和 51 年 3 月 20 日と記載されており、申立期間は未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金の手帳記号番号は、昭和 52 年 12 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、現在所持する手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は明確でないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

加えて、申立期間について、申立人の両親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から49年3月まで
私の母は、私が20歳になってしばらくして国民年金保険料の納付書が届いたので、両親の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、申立人が20歳になってしばらくして届いた国民年金保険料の納付書で、申立期間の保険料を納付したと説明している。

しかしながら、申立人の所持する年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、昭和47年*月*日から49年4月1日に訂正されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の同年6月頃に払い出されており、申立人の母親はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、申立人は申立期間においては学生であったとしていることから、申立期間は、学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、遡って加入することができず、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が母親から手渡されたとする年金手帳は、当該手帳記号番号が記載された1冊のみであり、申立人はほかの手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間当時に申立人の納付書が発行されたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 5 月に転居後、間もなく国民年金に関する書類が届いたため、国民年金の相談に行った。担当職員から「国民年金保険料は滞納できる。」旨の説明を受けたため、しばらくは保険料を納付していなかったが、収入が増え生活に余裕ができたことから、61 年頃、未納になっていた約 1 年半分の保険料を遡って一括納付し、その後は金融機関できちんと納付している。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 5 月に転居後、間もなく国民年金に関する書類が届き、国民年金の相談に行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、63 年 3 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間①の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間②は、申立人の所持する年金手帳では未加入の取扱いとなっていることから、制度的に保険料を納付することができない。

また、オンラインシステムによる調査の結果、申立人に対して昭和 59 年頃に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、国民年金に加入後の昭和 63 年 12 月に、同時点で過年度納付が可能な厚生年金保険加入期間前後の 62 年 4 月及び 63 年 3 月分の保険料を過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したと説明するのみで、保険料の納付場所及び納付金額に係る記憶が明確でなく、申立期間当時の納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 53 年 9 月まで
私は、昭和 55 年頃に市役所から 20 歳以降の国民年金保険料を全て納付することができる旨の案内と納付書が届いたため、会社に出入りする金融機関の職員を通じて、合計 10 数万円の保険料を分割で納付していたことを覚えている。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年頃に市役所から 20 歳以降の国民年金保険料を全て納付することができる旨の案内と納付書が届いたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、同年 10 月頃に払い出されたと推認でき、同時点は、第 3 回特例納付実施期間後であり、申立期間の保険料を特例納付することはできない。

また、申立人から提出された「時効前保険料納付のお知らせ」には、申立期間後の昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付することが可能である旨が記載されているほか、同お知らせには過年度納付書を同封するとの記載も確認できるところ、申立人の所持する領収証書により、上記期間の保険料を同年 12 月に過年度納付していることが確認できる上、申立人から提出された申立期間直後の上記期間を含む 53 年 10 月から 56 年 3 月までの期間の 3 枚の領収証書の合計金額は、申立人が主張する納付金額（合計 10 数万円）とおおむね一致する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 9 月まで
私は、昭和 55 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所や金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が唯一所持する国民年金の手帳に記載されている国民年金の手帳記号番号は、その前後の任意加入者の加入時期から 63 年 12 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、同時点で過年度納付が可能な申立期間直後の 61 年 10 月以降の保険料を過年度納付している。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和 55 年 4 月頃に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 51 年 4 月 16 日までの期間のうち約 1 年間
昭和 47 年 6 月 1 日から 51 年 4 月 16 日までの期間のうちの約 1 年間、A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の元同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、申立人の在籍記録を確認することができないため、同社での申立人の勤務実態及び社会保険の取扱いについて不明と回答している。

また、A 社の申立期間当時の総務課長は、同社にはアルバイト等もいたが、正社員であれば全員、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させていたと回答しており、同社の現在の社会保険事務担当者も同様の供述をしている。

さらに、A 社において厚生年金保険の加入記録のある 8 名の従業員について、雇用保険の加入記録を確認したところ、雇用保険と厚生年金保険の加入記録はおおむね一致していたが、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認することができない。

加えて、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票について、申立期間に整理番号の欠番は無いことが確認できる。

なお、B 市の回答により、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 8 月 12 日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月から22年12月まで
A県B市に本社があったC社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、C社のD地方の事務所で空襲被災地の片付け作業に従事したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとするC社の本社所在地を管轄するE法務局において、商業登記簿を確認できないなど、C社の存在自体を確認することができず、オンライン記録及び適用事業所検索システムでも、C社が、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、申立人は、C社での同僚1名を記憶しているが、申立人によると、当該同僚は既に死亡しているため、申立人の勤務実態等について確認することができない上、申立人は、当該同僚の姓しか記憶していないため、当該同僚の厚生年金保険の加入記録も確認することができない。

さらに、申立人は、当該同僚のほかにC社の事業主、上司及び従業員を記憶していないため、これらの者に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23387 (事案 9134 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から31年6月15日まで
前回、昭和29年9月頃から30年3月頃までA社又はB店に、同年4月頃から同年7月頃までC社に勤務していたと申し立てたところ、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの通知を受けた。
しかし、前回の申立ては記憶違いであり、申立期間はD社に継続して勤務していたことが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、A社及びB店については、厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認することができないこと、C社については、申立人を記憶している従業員は無く、申立人が記憶している同僚は、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に確認することができないことなどから、それぞれの事業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の申立ては記憶違いであるとして、今回、申立期間にD社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、D社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和46年2月*日に解散していることが確認でき、同社の取締役であった事業主の子は、事業主は既に死亡し、当時の書類は保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態は不明であると回答している。

また、申立人がD社の元同僚として挙げた5名及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により所在を把握できた元従業員2名に照会したところ、元同僚の3名が

申立人を記憶していたが、申立期間に同社において被保険者記録のある従業員のうち、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

なお、上記被保険者名簿に記載された申立人の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認でき、また、上記の申立人を記憶している元同僚で、申立人から提供された写真に写っている1名は、当該写真は申立期間より前に撮影されたものであると思われると供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には C 職として申立期間も勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に C 職として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A 社が加入している D 健康保険組合における申立人の健康保険の加入記録は、資格取得日が昭和 47 年 3 月 1 日であり、同社における申立人の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

また、B 社では、申立期間当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について不明であるとしているところ、申立期間当時の事業主の妻は、「当時、C 職は見習期間があり、見習の C 職については社員としては取り扱っていないため、厚生年金保険には加入させておらず、給与からその保険料を控除することは無かった。そして、申立人については、当初、見習 C 職として入社したので、厚生年金保険には加入させておらず、C 部門を廃止したときに、E 職の社員となってから厚生年金保険に加入させた。」としている。

さらに、申立期間に A 社において、厚生年金保険の加入記録の確認できる同僚及び従業員のうち、連絡先の判明した 4 人に申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった二人は、申立人を知っているとしているものの、申立人の入社日及び同社における厚生年金保険の取扱いについては不明としていることから、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで

A社に、平成12年3月末日に退職する旨の退職届を提出し、同社を退職したが、年金記録上、同年3月30日付けの退職となっているため、船員保険の被保険者記録が1か月間空白となっている。同年3月末日まで勤務し、同年3月分の船員保険料は会社から当然控除されていると思うので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成11年4月1日から12年3月31日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成11年4月1日となっているものの、同年11月1日に厚生年金保険を資格喪失し、船員保険の資格を取得した後、船員保険の資格喪失日は12年3月31日になっている。そして、船員被保険者台帳（雇用保険相当の記録）では、申立人の同社における離職日は、同年3月30日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における船員保険被保険者資格の喪失日が平成12年3月27日（一人）、同年3月31日（申立人を除く二人）及び同年4月1日（3人）と記録されている船員6人が確認できるところ、その6人全員に関しても同社における船員保険被保険者資格喪失日と船員被保険者台帳に記録されている離職日とが符合している。

さらに、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「平成12年3月31日に資格喪失した被保険者から、同年3月分の船員保険の保険料を控除することは無い。」と供述している。

加えて、A社は、既に船員保険及び厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、し

かも同社の元事業主は死亡しているため、同社及び元事業主に申立人の申立期間における勤務及び船員保険料の控除について照会できないことから、オンライン記録において、申立期間当時、同社において船員保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる 16 人の元役員及び元従業員に照会したところ、回答があった 9 人のうちの 7 人は、申立人を知っているものの、申立人の勤務期間については記憶に無いとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23394 (事案 2603 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 47 年 7 月まで

A社に勤務した昭和 42 年 7 月 10 日から 48 年 3 月 25 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いほか、勤務実態は確認できるが、厚生年金保険料の控除等については確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

今回、新たな証拠や情報は無いが、A社に 5 年間勤務していたことは間違いないので、申立期間を再度調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、A社に係る雇用保険の記録及び同社の役員の供述により、申立人は、申立期間（昭和 42 年 7 月 10 日から 48 年 3 月 25 日まで）について同社に勤務していたことが確認できる。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いほか、同社の申立期間当時の役員は、「申立人の給与から失業保険を控除していた記憶はあるが、申立期間当時の従業員に関する勤務状況や厚生年金保険の加入状況を確認できる資料等を保管していないことなどから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については確認できない。」としている。また、申立人は、同社において一緒に勤務していた二人の同僚を記憶しているところ、一人は連絡先不明、一人は死亡していることから申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険の適用状況等について確認できず、二人の同僚はいずれも、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

以上の理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、上記通知に納得できず、A社に勤務していたこ

とは確かであるとし、新たな証拠や情報は無いが、申立期間の一部を変更して昭和 42 年 3 月から 47 年 7 月までについて再度調査を強く要望している。

しかしながら、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無いほか、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月から同年 7 月 9 日までの期間の申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立人が姓のみを記憶している申立期間当時の A 社の経理担当の取締役は、「申立人の名前は覚えているが、事業主は死亡し、資料が保存されておらず、勤務期間、厚生年金保険の届出、保険料納付及び控除について不明である。」と供述している。

さらに、申立人が今回新たに名前を挙げた一人は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の適用状況等について確認ができない。

加えて、A社の事業主は、同社における厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間において他社で厚生年金保険に加入していることがオンライン記録で確認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月22日から同年5月25日まで
A社(現在は、B社)を退職後に、C事業所に入所した。A社を退職した翌日の昭和24年5月22日が厚生年金保険の資格喪失日であるべきなのに、同年5月25日となっている。D共済組合との重複期間を解消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間はD共済組合の組合員であることから、共済組合加入期間と厚生年金保険の被保険者期間の重複を解消してほしいと主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は昭和24年4月22日であり、資格喪失日は同年5月25日と記録されており、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

また、B社の社会保険事務担当者は、申立期間当時の資料は既に廃棄しており、また、当時の社員の大半は既に亡くなっていると聞いている旨供述している。

さらに、オンライン記録から、申立期間においてA社において被保険者記録のある者で住所の確認できた4人に照会したところ、回答のあった二人のうち一人は、申立人を記憶しているものの退職日までは不明としており、一人は、申立人を覚えていないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 1 日から同年 7 月 26 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 36 万円と記録され、申立期間前の 50 万円よりも低くなっている。当時の給与明細書は保有していないが、退職するまで月給は変わらなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は 36 万円と記録されているが、申立人は、A社で勤務した期間は月給に変動は無かったため、申立期間の標準報酬月額は、それより前の期間と同じ 50 万円であると主張している。

しかし、A社は平成 4 年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が同社の事業主であったと供述する者及び商業登記簿に同社の代表取締役として登記されている者に対し、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額等について照会したが、これらの者から回答を得ることはできなかった。

また、申立人に係る雇用保険支給記録から、A社における離職時賃金日額は 1 万 2,500 円であることが確認でき、これから算定した離職前 6 か月間を平均した賃金月額は、37 万 5,000 円となることから、申立人の主張する報酬月額を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与明細書を保有しておらず、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から17年9月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、私が退職するまでの10年間、報酬月額を低く届け出ていたと言っているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

B社から提出のあった申立期間に係る申立人の「支給明細書」、「個人別年間支払明細書」、「給与支給明細書」、「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び「賃金台帳」において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B社は、申立期間当時は社会保険事務所(当時)に届け出た報酬月額に販売報奨金を含めず、給与からはその届け出た報酬月額により決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと思われる旨回答しているところ、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書等に記載されている「金銭(通貨)によるものの額」には、販売報奨金が含まれていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 29 日まで
② 昭和 51 年 9 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した期間のうちの申立期間②に係る標準報酬月額が間違っているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の入社時は5万円から7万円、退職時には17万円の月収があったので、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与と相違していると主張している。

しかしながら、B社は、当該期間当時の資料が残存しないため、申立人の勤務実態、標準報酬月額に関する届出及び保険料控除については不明である旨回答している。

また、当該期間当時の事業主は死亡しており、社会保険の取扱い等について聴取できないものの、健康保険組合から提出された事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は厚生年金保険の記録と一致している上、A社は、昭和44年1月1日に厚生年金基金に加入しているが、厚生年金基金における申立人の標準報酬月額も、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）について、不自然な訂正は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①の報酬額や厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持しておらず、被保険者名簿において、申立期間①に被保険者であることが確認できる同僚及び従業員4人に照会したところ、回答のあった二人は、いずれも申立期間①当時の給与明細書等を所持しておらず、このうちの一人は、他社に比べ、A社が破格の賃金を出していたということは無い旨供述している。

また、被保険者名簿によると、申立人と同年代の従業員の中に、申立人の主張する標準報酬月額記録のある者は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、C社に入社したときは16万円の月収があったので、申立期間②の標準報酬月額が実際の給与と相違していると主張している。

しかしながら、C社は、申立人の標準報酬月額については、「記録にある標準報酬月額を届け出ている」と回答しており、同社から提出された被保険者台帳の標準報酬月額は厚生年金保険の記録と一致しているほか、同社は、被保険者台帳以外の申立期間②当時の資料は保存期間経過のため処分しており、申立人の報酬額、保険料控除額については不明である旨回答している。

また、厚生年金基金における申立人の標準報酬月額は厚生年金保険の記録と一致しており、C社の事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額について、不自然な訂正は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②の報酬額や厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していないため、申立人の主張する報酬額は確認できないものの、上記被保険者名簿において、申立期間②前後に被保険者であることが確認できる従業員に照会し、うち一人から申立期間②当時の給与明細書が提出されたところ、同明細書の報酬額及び控除された保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれも同人の厚生年金保険の標準報酬月額記録と一致している。

加えて、申立期間②当時、C社で給与計算を担当していた従業員は、社会保険の事務は社会保険労務士に委託していたため、標準報酬月額は社会保険労務士に賃金台帳を見せて教えてもらい、その標準報酬月額を基に保険料を計算していた旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。